

日本障害フォーラムからの意見

1. インクルーシブ教育システムにおける障害のある子供の学びの場の在り方について

(1) 障害を持つ子供の就学手続きの在り方

① 障害者権利条約に基づき、障害のある児童生徒も原則として自分の住む地域の通常学校・学級に通うこととする原則インクルーシブ教育制度への法制度の改革を進めるべきである。

学習指導要領で「インクルーシブ教育」や「合理的配慮」についての記述を追加すべきである。

(2) 通級による指導と特別支援学級の垣根を超えた特別支援教室構想

本件については団体内で議論中であり、後日改めて意見を申し上げる。

(3) 特別支援学校における教室不足への対応

① 通常学校・学級において、障害児童生徒を受け入れる教育カリキュラムの準備や施設や設備の導入、障害特性のニーズを充足させる合理的配慮の提供や環境整備を進めるための数値目標も含めた実効性のある計画を立案すべきである。

② 高校において、障害当事者や家族に自己負担が強いられている現状を改善し、少なくとも義務教育課程での合理的配慮の水準を維持すべきである。

(4) 重度・重複障害児への支援体制の検証

① 学校教育の中で「盲ろう」を独自の障害と明確に位置付け、カリキュラムの開発や専門性の高い教員の養成・育成などに向けて、具体的な取組みを進めるべきである。

2. その他、今後の検討の進め方について

国連の障害者権利委員会から出された日本政府への事前質問事項に対する回答期限が6月8日に迫っていること、並びに、今夏に日本政府の審査を控えていることをふまえた論点設定と検討を進めることが必要である。

先般初等中等教育分科会で出された「新しい時代の初等中等教育の在り方 論点取りまとめ(案)」には、障害者権利条約やインクルーシブ教育に関する言及がない。

また、障害のある児童・生徒に関する事項が、ほぼ「(8) 新しい時代の特別支援教育の在り方について」で取り扱われる形となっている。(8)以外で「障害」について言及があるのは3か所のみである。)

「障害のある者と障害のない者が共に学ぶ」インクルーシブ教育という考え方を踏まえ、論点(1)から(7)においても、障害のある児童生徒への対応について、よりきめ細かな言及が必要である。